

消費者苦情処理部会
消費者教育推進部会 の開催状況

令和 2 年 9 月 8 日

山口県消費生活審議会

1 山口県消費生活審議会設置の部会

(1) 消費者苦情処理部会

[設置理由]

消費生活の安定及び向上に関する条例第13条第1項の規定に基づき、消費者苦情のうち、解決が困難であると認められるものについて調停を行う。

(2) 消費者教育推進部会

[設置理由]

成年年齢の18歳引下げが決まり、生徒が在学中に成年となる高等学校での消費者教育の重要性が増すことから、学校現場の現状を踏まえて、高等学校において、外部人材の有する実践的な知識や経験の活用を促進するため、外部人材活用策の審議・提言を行う。

2 部会委員

各5名（別添「山口県消費生活審議会委員名簿」のとおり）

3 令和元年度の各部会の開催状況及び概要

(1) 消費者苦情処理部会

開催なし

(2) 消費者教育推進部会

①開催日時

第1回 令和元年 9月17日（火）14時30分～15時30分

第2回 令和元年10月28日（月）14時00分～15時00分

第3回 令和元年11月20日（水）10時30分～11時30分

②議題

高等学校における外部人材の活用について

③概要

第1回

○成年年齢引下げに係る県の取組等を説明

○学校現場における外部人材の活用について意見交換

（主な意見）

- ・学校からの求めに応じて外部人材とのコーディネートを行う人材等があれば、学校の負担も軽減され、計画的・持続的に外部人材を活用できると思う。

第2回

○第1回会議での意見を踏まえ、今後の対応の方向性及び、具体化するための方策案として学校と外部人材を結ぶマッチングシステムの構築について説明し、あわせて実施に当たっての課題を提示

○学校と外部人材を結ぶマッチングシステムの構築に当たっての課題について意見交換

(主な意見)

- ・学校と外部人材を結ぶマッチングシステムの構築により、ワンストップで情報が集約されれば、学校現場で活用できると思う。
- ・外部人材に関する情報は、既に講座を実施している学校に調査を行うとよいと思う。
- ・外部人材には、学習指導要領に基づき学校が求めている消費者教育の内容を理解した上で実施してほしい。

第3回

- 第2回会議での意見に対する対応案を示し、県消費生活センターを事務局とする外部人材のマッチングシステムを提示
- 外部人材のマッチングシステムの仕組みづくりについて意見交換

(主な意見)

- ・県センターが外部人材の活用実績を把握できる仕組みにすれば、学校と外部人材の双方に対し、内容や評価をフィードバックできると思う。
- ・外部人材が学校を支援する際に留意すべき事項を事前に示すことにより、学校への支援のハードルが低くなると思う。
- ・支援後の学校に対するアンケート調査では、支援内容について客観的に評価できるよう県センターでひな型を作成するとよい。